

ISSN 1349-9874

# 北海道地域福祉研究

2022年 (第26卷)

北海道地域福祉学会

# 目 次

## 論 文

1. 生活困窮者自立支援を利用する人々のスティグマの実態について ..... 1

松岡 是伸（北星学園大学）

## 調査・実践報告

1. ひきこもり当事者への居場所支援のありようと今日的な問題の所在 ..... 16

田中 敦（特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク）

## 論文

### 生活困窮者自立支援を利用する人々のスティグマの実態について

松岡 是伸(北星学園大学)

#### 要旨

本稿の目的は、生活困窮者自立支援法(以下、支援法)を利用する人々(当事者)のスティグマの実態を明らかにしていくことである。そのため支援法を利用する当事者に対して個別インタビュー調査をおこなった。研究協力者は6名であり、修正版グランデッド・セオリーにて分析した。

その結果、支援法を利用する人々には、『相談支援に対する不安』や相談機関を『たらいまわしにされる』、『恥ずかしさ』等が緩やかであったもののみられた。そのうえで支援法を利用する人々には、“生活保護にまつわるスティグマ”の影響がみられた。

キーワード：スティグマ 生活困窮者自立支援法

#### 1. はじめに (先行研究と目的)

2015年に施行された生活困窮者自立支援法(以下、支援法)は、生活保護の前段階のセーフティネットとしての役割を担ってきた。支援法では、生活困窮する人々の自立と地域づくりを目指し、伴走型支援や支援の“たらいまわし”にならないような相談支援体制を確立するようにしていた。そしてこれまでの実施状況から厚生労働省(2017)は、自立相談支援にアクセスしにくい人々への配慮や伴走型支援等の必要性を指摘していた(厚生労働省 2017:11)。これらの点からすれば、支援法の相談支援体制においては、生活困窮する人々のスティグマや、制度にアクセスしづらい人々への対応に顧慮していると考えられる(松岡 2021a:89)。

スティグマ(stigma)とは、個人や特定集団に付与された恥辱の烙印であり、烙印された者は恥辱を感じることである(Goffman=2001)。そのため福祉サービス(制度)にスティグマが伴うのであれば、それを利用する人々は恥辱にまみれ、一方でスティグマを恐れて、福祉サービス(制度)の申請を控えたり、忌避する場合もある(Spiker=1987、松岡 2013、2021a、2021b、2021c、2022)。

これらのことから福祉サービス(制度)にスティグマが付きまとうことは好ましい状況ではない。そこで先行研究をみわたせば、スティグマの実態に関して生活保護に関する論稿が多く、支援法に関する調査研究は希少である。そのなかで、支援法を利用する人々にみられるスティグマの実態について、支援法の担い手にインタビュー調査をした松岡(2021a)のものがある。松岡(2021a)によれば、支援法には、あまりスティグマがみられないものの、一方で「...支援法にとって、生活保護にまつわるスティグマは、その制度的なイメージのみならず、地域との関係性において関係づけられており、生活保護というラベルには制度的意味以上に地域での評判等が絡んでいる」という(松岡 2021a:100)。これらのことからすれば、現段階において支援法自体に対するスティグマには、“生活保護にまつわる

スティグマ”が少なからずみられたといえる(松岡 2021a:100)。

そのうえで、支援法のスティグマの言及するために、スティグマと福祉サービス(制度)との関係で主に3つの観点を整理しておきたい。第1に、スティグマを負う人々、若しくはその恐れがある状況・境遇についてである。この点はゴッフマン(Goffman)によれば、スティグマを負う人々には、“特異な経験”があるという(Goffman=2001)。そして既に“特異な経験(特異性)”が他者に知られている場合、「すでに信頼を失った者」という境遇にある(Goffman=2001)。そのため“特異な経験”となるスティグマをカバーリングし、他者との相互行為の緊張や戸惑い等を回避する。次に、信頼を失う事情を抱えながらも失っていない人々は、スティグマの情報管理・操作(パッシング)する(Goffman=2001)。

これらのことからすれば、福祉サービス(制度)を利用することによって“特異な経験”・“信頼を失う事情”を抱えてしまうことでスティグマが伴うことが予見される(松岡 2022:32)。

第2に、他者・地域のまなざしや世間体を気にして福祉や民生を受け入れない場合があることである。さらに生活保護パッシングによって、生活保護利用はもとより、その他の福祉サービス利用すら忌避する場合もあるであろう。稲葉(2013)は、マスメディア報道や生活保護パッシング等によって、肩身の狭い思いや「...ますます「世間の眼」を意識せざるを得ない状況に追い込まれた...」という(稲葉 2013)。他者や地域等の「世間の眼」を意識化し、気にしているといえる。

第3に、制度利用によって、スティグマを自身に内面化(内在化)する(される)ことが考えられる点である。これについては先述した第1点目と関連がある。同時に、制度利用によるスティグマの内面化(内在化)がみられるといえる。ホームレス経験のある利用者への調査から山田(2021)は、「...周囲からの明確な言動がなかったとしても、あるいは生活保護受給者であることを識別する具体的な徴がなかったとしても、彼・彼女たちの生活の中にスティグマが内在し、周囲からの目を気にしながら暮らしている」という(山田 2021:154)。この知見は重要である。具体的な言動や生活保護という“徴”がないとしても、“生活保護”が自らに近づいてくる、もしくは利用していることによって、スティグマを自らに内面化している点を示唆している<sup>1)</sup>。

またスティグマを捉えるためにスピッカー(=1987)によれば、個人的経験(モラルキャリア)と構造的な社会関係の様式から捉えていく必要性を指摘している(Spicker=1987)。これは既にみてきた個人の経験としての“特異な経験”と、法制度や社会(地域)関係という観点からスティグマを捉えていく重要性を示している(松岡 2022:31-33)。

これらのことから制度利用する人々が、支援法自体や生活保護、その他福祉サービス、他者・地域(社会)関係に対してどのような考えや思いを抱いているのかを当事者の“語り”から丁寧に紐解く実証的な究明が必要である。

そこで本稿の目的は、生活困窮者自立支援を利用する人々(当事者)を対象にして、生活困窮者自立支援にまつわるスティグマの実態の一端を明らかにすることである。つまり、生活困窮者自立支援を利用する人々がどのようにスティグマを感じているか(感受)に言及していくことである。

## 2. 方法

(1) 調査方法について

本研究の対象は、生活困窮者自立支援法を利用する(利用した)人々である。研究協力者の選定要件は、①生活困窮者自立支援法を利用している、もしくは利用していた者、②20歳以上で判断能力を有している者等とした。本研究の調査方法は、個別にインタビュー調査で実施した。インタビューは、半構造化面接でおこない、インタビュー時間は一人あたり平均で約60分であった。インタビュー調査期間は、2016年10月～2017年3月である。

(2) 研究協力者について

研究協力者は、生活困窮者自立支援法を利用する、若しくは利用していた当事者の6名である。研究協力者の性別や最終学歴等の属性、生活歴等は、表-1のようになっている(表-1)。

表-1 研究協力者の属性等について

ID	性別	年齢	最終学歴	婚姻の有無	生活歴(概略)
1	女性	40歳代前半a	高等学校卒	有→離婚 (子ども一人)	高卒→接客業・オペレーター(電話)2～3年を勤める(三社ほど)→20歳代後半に結婚→結婚後仕事ため東海地方へ(夫の季節労働のため)→35歳代後半に離婚(子どもひとり・夫がひきとり)→離婚を機に出身地へ戻る(九州・沖縄地方)→仕事探し→減収→生活福祉資金の借り入れ→母親の自営業で週2回ほどアルバイト→減収→家計逼迫→自立相談支援・就労支援を利用し現在
2	女性	40歳代前半b	専門学校卒	無	専門学校卒(語学関係)→コールセンター業務を複数経験→母親の入院等で生活が逼迫→生活保護申請(1度目)→母親死亡→生活保護を辞退→減収のため生活困窮→生活困難の電話相談に相談→役所の福祉課を紹介→福祉課で自立相談支援事業を紹介→生活困窮状況の整理した結果、生活保護を申請(申請の際は同伴)→生活保護利用し現在
3	男性	50歳代前半	四年制大学卒	無	大学のため上京→大卒(30歳前後)→実家の自営業を継ぐ→震災により実家が全壊→震災数年後、諸事情により居所を失う→九州・沖縄地方へ移動→複数のアルバイトと母親の世話をする→生活費・家賃等が逼迫→仕事を探すのため生活困窮者自立支援の就労支援を利用→現在
4	男性	50歳代後半	専門学校卒	無	専門学校卒(理美容関係)→出身地外で営業職(約2年くらいで退社)→本州で派遣(製造業)：住み込み→出身地に戻る→生活困窮者自立支援法の就労支援を利用→現在
5	男性	40歳代後半	短期大学卒	無	短大卒(保育士関係)→職業能力開発学校卒→家業を継げなかった→その後、精神疾患等を発症し精神科利用→生活困窮者自立支援法→就労支援を利用し現在
6	女性	60歳代前半	中学校卒	有→離婚 (子ども三人)	出身地→中学校から転校→中卒→出身地に戻り、結婚(子ども3人)→離婚→現在の所在地に転居→精神や癌等の疾患のため生活が逼迫→生活保護申請・受給→その後生活困窮者自立支援法を利用し就労支援等を利用し現在

(3) 分析方法について

本研究の分析方法は、修正版グランデッド・セオリー(以下、M-GTA)を用いておこなわれた。M-GTAは、語りの文脈を切片化することなく、かつ、分析過程の相互作用性に優れている。そして分析プロセス・コーディング方法が明示・明確化できる(木下 2007)。これらのことから本研究では、支援法を利用する人々の語りを制度や社会・地域関係から分析し、スティグマを捉えていくことから、分析方法としてM-GTAは、本研究に適していると考えた<sup>2)</sup>。

(4) 倫理的配慮

本研究のすべての過程は、名寄市立大学倫理委員会の承認を得て実施された(受付番号 16-055)。研究協力者が不利益を被らないようにするための対応として、口頭と文書にて調査趣旨、守秘義務、個人情報管理、個人情報の匿名化の実施等を説明し、研究協力者の署名による研究協力同意書を得て実施した。また調査データの管理等について、必要な倫理的配慮の措置・対応を講じた。なお、筆者の所属機関が変更後も上記と同様の配慮・対応を継続して実施した。

### 3. 結果

#### (1) ストーリーライン

本稿の分析の結果、5つのカテゴリー、6つのサブカテゴリー、22の概念を抽出した(表-2、図-1)。当事者の立場から【支援法の相談支援】では、明白なスティグマや申請の忌避等はみられなかった。それは支援法の『ワーカーの親切な対応』で明らかであった。しかし、当事者が支援法に行きつく経路が複雑な場合、『相談に対する不安』や『たらいまわしにされる』がみられた。

そのうえで【本人の制度利用に対する考え】の〈制度利用に対する本人の内面化〉では、制度利用によって、自立できないもどかしさや、自らの生活が転落したような感じがする等がみられた。そして〈親族や他者には知られたくない〉では、支援法においても制度利用を家族や他者に言わない傾向がみられた。ここでは生活保護にまつわるスティグマが本人の考えに影響していると考えられた。さらに、福祉サービスの【制度利用への否定的な感情】において、〈制度利用をためらう〉、〈制度利用が恥ずかしい・負い目〉がみられた。またこれらには【他者・地域の否定的なまなざし】が影響していた。

一方、支援法を利用する人々は、生活保護に対して意識を傾斜していきたいと考える。それは【生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ】(〈制度の要件・否定的な対応〉、〈生活保護利用者に対するイメージ〉)で明らかであった。

#### (2) 支援法の相談支援

【支援法の相談支援】は、『相談に対する不安』、『“たらいまわし”にされる』、『ワーカーの親切な対応』がみられた。『相談に対する不安』では、支援法の相談に対して人々は不安を感じていた。支援法の自立相談支援機関に来所した40歳代前半の女性aは、「...やっぱり正直、こういったところも初めてで、利用するにあたって、...いろんな不安だらけだったんですね。で、こう、いろいろ話しているうちに、あの、個人的に泣いちゃったんですよ。...やっぱりいろんな思いを抱えて来たもんですから、...お金もう本当にギリギリの状況に、追い詰められた状況で来てたので...」という。この背景には、これまでの福祉サービスとのかかわり・経験が少なからず影響し、不安を抱えている場合も多く、支援法の相談時にそのことを吐露する場合もみられた。先述した40歳代前半の女性aは、支援法の窓口を訪れる以前に利用した生活福祉資金の貸付時について、「...(社協の対応が)...怖いなど思ったのが...電話の対応で。...結局、やっぱり貸し付け、決まった時も、一言、いわれたのが、「結局は借金ですからね」ってやっぱり言われたんですよ...」と語っていた。

相談機関を『“たらいまわし”にされる』では、相談機関に相談したが、その結果、別の相談機関を紹介されることであり、行く先々で他へ行くようにという扱いを受けることである。支援法においても同様に“たらいまわし”にされたと感じる人々もいた。そのなかでは行く先々で、自らの境遇を晒し続けることに徒労感がみられた。また厄介事として扱われている感じも否めないであろう。役所(生活保護実施機関)で支援法の窓口を紹介され、その後、結局、生活保護の利用となった40歳代前半女性bは、「(困り事相談の)電話して、福祉課の方に来てくださいということで。福祉課(は)何かしてくれるんだらうって思って。そのときにお話ししてくれたのが...、メンタルの病院に行ったほうが良いということで、(生活困窮者)自立支援の紹介をされて...。...その次に、「ここにありますよ」って話を言ってきた

表-2 生活困窮者自立支援法を利用する人々のスティグマの実態に関する概念

カテゴリー	サブカテゴリー	概念	定義
支援法の相談支援		『相談に対する不安』	相談支援等の利用・申請時に不安や不信、ときに恐怖を感じる事。
		『たらいまわしにされる』	相談支援の機関に相談することに、別の相談機関を紹介され“たらいまわし”にされると感じること。
		『ワーカーの親切な対応』	支援法ワーカーは、寄り添い等親切な対応をしてくれること。
		『二の足を踏む』	福祉サービスの利用や申請にためらいや二の足をふむこと。
		『迷惑をかけてしまう』	福祉サービスやその他の保証人等の親や他者に迷惑をかけてしまうこと。または迷惑をかけるまいようにすること。
		『申しわけない』	福祉サービス等を利用や申請することについて、申しわけないと思うこと。
		『恥ずかしさ』	福祉サービス等を利用や申請において、恥ずかしさを感じる事。
		『周囲の目』	福祉サービスや生活保護等に対して、他者や地域の目を気にすること。
		『肩身が狭い』	福祉サービスや生活保護等を利用することや自分が自立していないことに肩身の狭さを感じる事。
		『バッシングの対象になる恐れ』	生活保護を利用・申請することでバッシングを受ける対象となってしまうのではないかと恐れること。
本人の制度利用に対する考え		『自立できていないもどかしさ』	福祉サービスや生活保護等を利用・申請（その可能性）することで自立生活ができているまいもどかしさ、不全感があること。
		『しかたがない』	福祉サービスや特に生活保護の利用について打ち明けた時、“しかたがない”という反応がみられること
		『自分自身に甘えがでる』	福祉サービスや特に生活保護を利用・申請（若しくは利用の可能性が増す）することで自分自身に甘えがでると感じていること。
		『転落するよな感じ』	福祉サービスや特に生活保護の利用可能性が増すことで、生活が転落していくよな感じをいただくこと
		『話す必要がある人だけに伝える』	支援法（また生活保護利用の可能性）等の利用について、話す必要がある人だけに伝えること。
		『親族等から距離をおく』	支援法（また生活保護利用の可能性）等の利用すによって、自らの親族等から距離を置くこと。
		『生活保護の厳しい利用要件』	生活保護の利用要件には、厳しい基準や取扱いがあると思っていること。
		『ケースワーカーのおざなりな態度』	ケースワーカーの対応・態度がおざなり、悪を感じる事。
		『働いていないイメージ』	生活保護等を利用して人々は働いていないというイメージを抱いていること。または他者からそのよな話しを聞きイメージをいただいていること。
		『怠けているイメージ』	生活保護等を利用して人々は怠けている等というイメージを抱いていること。または他者からそのよな話しを聞きイメージをいただいていること。
生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ		『好ましくないイメージ』	生活保護等を利用して人々は”遊んでいる”等というイメージを抱いていること。または他者からそのよな話しを聞きイメージをいただいていること。
		『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』	支援等も生活保護と同じく好ましくないというイメージを抱いていること。

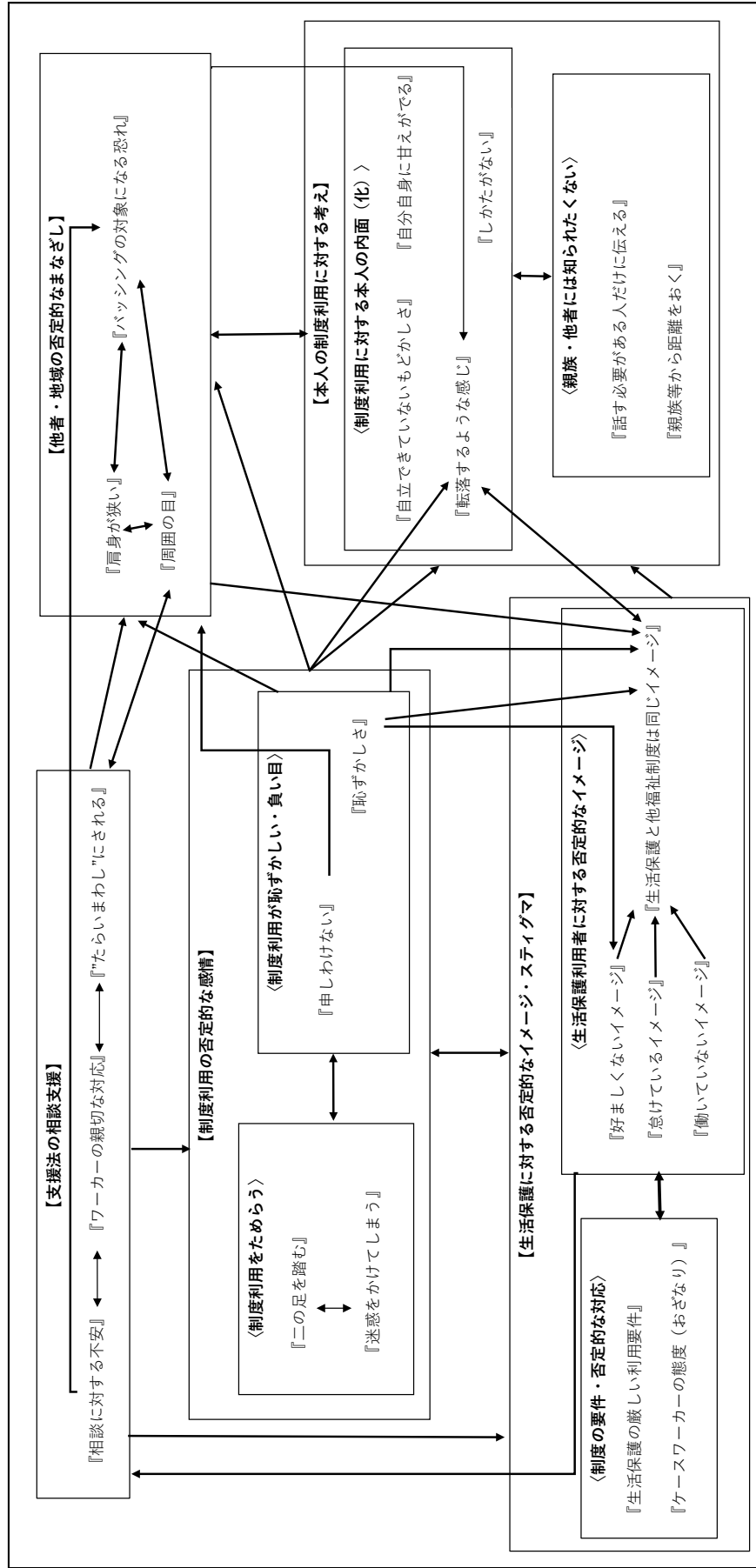


図-1 生活困窮者自立支援を利用する人々のスティグマの実態について



ので、「あれ、ここで話を終えるんじゃないの」って思ったんです。...そのときにもう、「あっ、これが“たらいまわし”にあってるのかなあ」って。...「役所仕事なのかなあって」のような感覚...」と語っていた。

制度利用する人々は、支援法等の『ワーカーの親切な対応』であったという。支援法のワーカーは、相談の受け答えや対応等が丁寧で親切であり、必要な場合、相談機関への同伴対応もしてくれたという。40歳代後半で支援法の就労支援に取り組んでいる男性は、「(支援法のワーカーは) ...親切に対応してくださいました」と語っていた。また、支援法を利用する人々は、支援法の相談場面で、それ以前に利用した制度に対する思いや不安、対応の怖さ等を吐露していることが多々みられた。この点、翻せば、支援法の『ワーカーの親切な態度』が人々の身の上を話しやすい状況を生み出していたといえる。

### (3) 制度利用に対する否定的な感情

【制度利用の否定的な感情】では、〈制度利用をためらう〉と〈制度利用が恥ずかしい・負い目〉がみられた。

#### ① 制度利用をためらう

〈制度利用をためらう〉では、『二の足を踏む』、『迷惑をかけてしまう』がみられた。『二の足を踏む』では、制度利用の相談に不安や偏見に晒されるのではないかとというためらいがみられた。支援法の利用と自らが長期間、就労していないことについて、50歳代後半の男性は、「(二の足を踏んだこと) ...あります。...やっぱり不安ですよ。やっぱり...」と語っていた。

『迷惑をかけてしまう』では、家賃滞納や保証人等で親や他人に迷惑かけてしまうことや、迷惑をかけないようにする状況がみられた。60歳代前半の女性は、「(福祉制度を利用していることについて) ...まあ、してもらったっていうか、あのアパート、何もないところからやってもらったから、まあ、なんちゅーのかな、それに迷惑かけないように...」と語った。『迷惑をかけてしまう』では、支援法をはじめ各制度においても制度利用のためらいに影響を与えていたといえる。

#### ② 恥ずかしさ・負い目

〈制度利用の恥ずかしさ・負い目〉では、『恥ずかしさ』、『申しわけない』がみられた。『恥ずかしさ』では、支援法をはじめ公的支援を利用することに対して恥ずかしさを感じていた。50歳代前半の男性は「まあ、ここに(支援法)つながって少し相談なんかをしているときに、公的な支援は少し受けたくない。少し、まあ、恥ずかしくて...」という。この点は、後述するが〈生活保護利用者に対する否定的なイメージ〉の『好ましくないイメージ』と『恥ずかしさ』に関連がみられた。

『申しわけない』では、支援法を含む公的支援を利用することによって、他者や世間に対して“申しわけない”という感情がみられた。40歳代前半の女性 b は、「(疾病により) ...仕事を辞め(て) ...休んでいて、やっぱり復帰をしなきゃ、なんか仕事をできるんだろうかって... (疾病で) 苦しくなってきたまうんですね。...だから...世間には申しわけないって思ってしまうんですけど...。...もどかしい、空回りしているような感じ。...世間には申しわけないなっていう感じにリンクしていっちゃうってことです」と語っていた。このことから働けていないことや世間体に対して申しわけないという恩恵的な感情がみられた。そしてこの点は【他者・地域の否定的なまなざし】と関連性があった。

#### (4) 他者・地域の否定的なまなざし

【他者・地域の否定的なまなざし】では、『周囲の目』、『肩身が狭い』、『バッシングの対象になる恐れ』がみられた。『周囲の目』では、主に生活保護や世間体について気にしていた。生活保護を引き合いに出し『周囲の目』について語った支援法を利用する 50 歳代後半の男性は、「...生活保護というのは、...税金ですから。市民の税金を使うような形になってしまいますので。それで市役所とかが来たりするわけで。...(市役所には)一般の人でも来るわけで。そういうの見られたりされちゃうと、変に思う方とかたぶんいると思うんですよ。生活保護(を)受けて、ある程度、働かないで生活しているんだ、どうのこうのって思われたら、それでもう一発ですから。受けている人なんていったら、いい感じで冷たい目でみられるというのは絶対ですから...」という。支援法を利用する人々は、主に生活保護を引き合いに出しながら、いかに他者や地域の冷ややかな視線、世間体に気をつけているか、警戒しているかが明らかになった。また支援法を利用する人々は、生活保護を利用することによって、否定的な周囲の視線(目)が注がれることを予見しているため、忌避している状況もうかがえた。

『肩身が狭い』では、支援法も含めた制度利用や自らの生活が自立できていないことに対して、世間体が憚られたり、面目が立たない状況がみられた。50 歳代後半の男性は、「...やっぱり働いていないっていうのもありますからね。(そのため肩身が狭いということ) ...そうですね」と語っていた。支援法を利用する人々は、働いていないや支援法等の公的支援に依存し生活していることについて肩身の狭さを感じていた。

『バッシングの対象になる恐れ』では、支援法を利用する人々において、生活保護利用の可能性が高まる場合、インターネット等を介して、バッシングの対象になるのではないかと恐れを示していた。40 歳代前半の女性 b は、「生活保護を受けながら、治療したほうがいいねっていうのをやっぱり言われて、...生活保護受けなきゃいけないんだって思って、...それでだんだん、だんだん、それ(生活保護)が身近に感じてきて、一度断ったものが、だんだん身近にやってきて、それでやっぱり調べるようになったら、よくネットとかでも...、叩かれてることで、私もそういう対象になるのかなって思ってしまったんですね」という。支援法を利用する人々は、生活保護が予見されることで、自分もバッシングの対象となるのではないかとこのことを恐れていたといえる。

#### (5) 制度利用に対する本人の考え

【本人の制度利用に対する考え】では、〈制度利用に対する本人の内面(化)〉、〈親族や他者には知られたくない〉がみられた。

##### ① 制度利用に対する本人の内面(化)

〈制度利用に対する本人の内面(化)〉では、『自立できていないもどかしさ』、『しかたがない』、『自分自身に甘えがでる』、『転落するような感じ』がみられた。『自立できないもどかしさ』では、支援法を利用する人々のなかには、支援法の相談支援、就労支援等を利用しているという状況によって、自らの生活が自立できていないという、もどかしさを感じている場合もみられた。支援法を経て現在、生活保護を利用する 40 歳代前半 b の女性は、「(申しわけないという思いがあり、それは) ...社会貢

献できていないってような感じですね。...やっぱり生活保護をいただきながら、うち(家)にいてっていう、...生活保護がインプットしたとしたら、仕事がアフトプットみたいな感じで、それが(仕事)できないような状態になっていって、それで空回り...そういう状態が続いてますね...」と語っていた。この他にも支援法を利用する 60 歳前半の女性は、支援法のワーカーに生活部面の支援をしてもらうことについて「...ありがたくて、あと、自分が一番だらない。...なかなか自分の甘さが残ってるもので、世話になってばかり」という、もどかしさをのぞかせた。

『しかたがない』では、支援法や生活保護の利用を家族や他者に打ち明けた場合に、“しかたがない”や“よかったね”という反応が見られる場合がある。支援法を利用する 60 歳代前半の女性は、「娘は、よかったねえとは言って。うん。ひとりになるから、...気をつけて、ちゃんとやってねとは言われてます」という。ただし、ここでは周囲の誰に打ち明けるかが重要であり、制度利用を受け入れてくれない他者には、制度利用自体を打ち明けない傾向がみられた。

『自分自身に甘えがでる』では、支援法や生活保護、子ども食堂等のある種、公的支援とみなされるサービスを利用することで自分自身に甘えがでてしまうという。これは福祉サービスに依存してしまうことを示していたといえる。そのため福祉サービスに依存しないように、言い換えれば“甘えがでないように”、制度利用を自ら抑制していた面もみられた。支援法もふくめて様々な支援を利用することについて、50 歳前半の男性は「...やっぱり、一つの要因としては、甘えが出るだろうと。だから、もらってしまえば、タダ(無料という意味)より高いものはないじゃないですけど、嬉しいんですけど、反面、怠け心も出るだろうし、あと自分の心が折れるんじゃないかと。精神的に折れたら、もうたぶん、終わりなので。折れないためにはなるべく、その(公的な)補助とか援助っていうのは、最小限におさめたいなああって...」という。この他にも制度に依存してしまうことで、自らのだらしなさがでてしまう等の語りがみられ、“甘え”がでてしまうという。この概念には、『周囲の目』も関連しており、他者や地域からどのようにみられてしまうかという点を気にしていたといえる。

『転落するような感じ』では、支援法を利用しながらも、自らの人生で生活保護の存在が近づいてくることについて、自らが“転落(落層)”した感じを抱くことである。周囲の目も気になるという 50 歳代前半の男性は、「...ホップ・ステップ・ジャンプの逆バージョンですけど、どんどん奈落の底に行くような気がして。それはそれで、嫌だなあと。なんか、転がり落ちるような感じ。もう社会的弱者みたいな。烙印、ぎっちり押されるような気がして...」という。支援法等を利用する過程やそれ以前の自らの人生において、生活保護が近づいてくることによって、転落(落層)を感じ、そのたびに好ましくない(例えば“社会的弱者”等)という烙印を感受していたといえる。

## ②親族や他者には知られたくない

〈親族や他者には知られたくない〉では、『話す必要がある人だけに伝える』、『親族等から距離をおく』がみられた。『話す必要がある人だけに伝える』では、支援法や生活保護等の制度利用について“話す必要がある”重要な他者にだけ話すという。支援法を利用する 40 歳代前半の女性 a は、「...私が以前ね、生活保護を受けている人を見た時に“えっ”て思ったから、(自分も)そう思われるんじゃないかっていう意味ではなくって、ただ別に話す必要がないからいいやって。話す必要がある人にだけ話せばいいかなって思ったので...」という。

一方で『親族等から距離をおく』では、支援法等の利用によって、自ら親族等から距離を置く場合も見られた。50歳代後半の男性は、「(支援法を利用して)...やっぱり利用するようになって自分の方から距離をおくようにしました」と語っていた。

#### (6) 生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ

これまでみてきたように、支援法を利用する人々の語りにおいては、生活保護を意識したものが多くみられた。そのため、支援法を利用する人々の語りを掘り下げていくと、生活保護に対する考えや意識がみえてきた。以下では、【生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ】の〈制度の要件・否定的な対応〉、〈生活保護に対する否定的なイメージ〉についてみていきたい。

##### ① 制度の要件・否定的な対応

〈制度の要件・否定的な対応〉では、『生活保護の厳しい利用要件』、『ケースワーカーのおぞなりな態度』がみられた。『生活保護の厳しい利用要件』では、生活保護の申請・利用においては厳しい基準や取り扱いがあるというイメージを抱いていた。50歳代前半の男性は、「(生活保護について)...一枚しかないカードは早めに切ったら、後(が)ないんですよ。もういきなり生活保護ですからね。...生活保護の基準だって甘くないし、年々増加してるし、本当に困ってる人がいるんだから...。だったらまだ、自分は自分のやれる範囲内でやって、どうしてもダメな時にはお願いする形を取りたいなど。...まあ、ちょっと恥ずかしいのもありますから...」と語っていた。ここには過去の生活経験において、生活保護を利用する他者のふるまいを知っていたという点に関係していた。

『ケースワーカーのおぞなりな態度』では、支援法を利用する人々のなかには、生活保護の相談や申請をした経験もある。その際にケースワーカーの対応に嫌悪等を感じる場合があった。支援法を利用した後に生活保護を利用する40歳代前半の女性bは、「...なんか冷たいような、あの、待合室で待っていて、...〇〇さんって呼ぶんですけど、その〇〇(ケースワーカー)がうんとも、すんとも、ニコリともしない、ただ、来てってというような、手を振って、おいでってというような態度だけで、それがなんか怒られに行くような(感じがする)」と語っていた。

##### ② 生活保護利用者に対する否定的なイメージ

〈生活保護利用者に対する否定的なイメージ〉では、『働いていないイメージ』、『怠けているイメージ』、『好ましくないイメージ』、『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』がみられた。支援法を利用する人々には少なからず、生活保護利用者は『働いていないイメージ』がみられた。支援法の就労支援を利用する40歳代後半の男性は、「...やっぱり、(生活)保護をあてにしている、半ば、それに甘えているというか。それをあてにして、...働かない...でいる人間はなかにはいたりしますから、そういう人間に対してはあまり快くは思っていない...」と語っていた。

生活保護には、働いていないというイメージが付きまとい、同時に甘えているのではないか、制度をあてにしているのではないか等が連関していた。翻せば自らが生活保護を利用する当事者となってしまう場合、他者や地域から冷ややかな視線に晒されるという考えにも行き着くこととなる。これらの点は『周囲の目』等でも明らかである。

『怠けているイメージ』では、『働いていないイメージ』と相互に関連しており、利用者は怠けている

等のイメージを抱いていた。40 歳代前半の女性 b は、「...やっぱりネットの反応と同じことが返ってきたら、本当は働けるのに怠けてるんじゃないのか、...そういう風に思われたらどうしよう」という。

『好ましくないイメージ』では、生活保護の利用者は遊んでいる等というイメージが付き纏っていた。ここでは、これまで出会ってきた生活保護利用者の存在や他者の生活保護にまつわる話（噂話）が影響していた。そこでのイメージは決して好ましいイメージではなかった。40 歳代前半の女性 a は、「...私が以前あった人なんですけど、ごめんなさい、これ本当に私のあの、たぶんおそらく予想なんですけど、...生活保護を受けて遊んでいるようなイメージなんです。その方は。」と語っていた。

『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』では、支援法を利用する前までは、支援法や他の福祉制度も、生活保護と同じイメージであったという。50 歳代前半の男性は、「ああ、なりますね。なります。それと、そういう制度って、生活保護が延長線上にあって、その過程のような気がして」と語っていた。ただし、支援法を利用する現在は、生活保護と同一視されたくないという気持ちもみられた。

#### 4. 考察

ここでは『Ⅲ. 結果』から支援法を利用する人々本人のスティグマの実態について、先行研究の知見と共に考察していきたい。

##### (1) 支援法の相談に対する不安

先行研究をみれば、支援法では伴走型支援や相談機関の“たらいまわし”にならないようにする、制度へのアクセスしづらい人々へ対応等がおこなわれていた(厚生労働省 2017)。

本稿の結果では、支援法にまつわるスティグマとして、『相談に対する不安』や『たらいまわしにされる』がみられた。これらには制度利用する人々が支援法に行きつく過程・経路において、不安や“たらいまわし”にされた経験が関係していた。さらにそのような経験や背景によって、不安が増幅していた状況であった。しかし、研究協力者が生活保護を引き合いに出しスティグマ等を語ったことからすれば、生活保護にまつわるような明白なスティグマや申請の忌避等はみられなかったといえる。また支援法において生活保護ほどのスティグマがみられないのは、支援法の『ワーカーの親切な対応』が関連していた。これによって支援法を利用する人々と相談機関とのあいだでスティグマが生じないようなかかわりになっていたと考える。

##### (2) 制度利用に対するためらいと恥ずかしさ

「1.」でみてきたように、スティグマによって制度の申請や利用を控えたり、忌避することが明らかにされていた。またそこでは生活保護にまつわるスティグマも示唆されていた(山田 2021、松岡 2021a)。

本稿の結果である「3.」の「(3)」では、支援法を利用する人々にも【制度利用の否定的な感情】において〈制度利用をためらう〉の『二の足を踏む』、『迷惑をかけてしまう』と、〈制度利用が恥ずかしい・負い目〉の『申しわけない』、『恥ずかしさ』がみられた。そのうえで、これらの【制度利用の否定的な感情】は、本稿の語りをみるかぎり、その深さが支援法と生活保護では相違する。要するに支援法

よりも生活保護の方がより深い否定的な感情がみられた。さらにこれが【他者・地域の否定的なまなざし】の他者や地域との関係や、【生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ】の『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』と関連していた。ここで制度利用する人々の否定的な感情の背景には、“生活保護”という制度の存在が浮かび上がってくる。

### (3) 制度利用する人々（本人）の考え

先行研究をみるかぎり、生活保護を利用する人々のなかには、生活保護の徴や具体的な言動がみられなくても、スティグマを内面化している状況が示唆されていた。そしてそれらは他者や地域の目を気にしながらであった（山田 2021、稲葉 2013）。

本稿の「3.」の「(5)」においても〈制度利用に対する本人の内面(化)〉では、支援法の利用や生活自助規範からの逸脱によって、自らの生活が『自立できていないもどかしさ』、支援法等の公的支援に頼ることによって『自分自身に甘えがでる』という点がみられた。また、支援法を利用する人々であっても『転落するような感じ』という落層感を感じていた。ここで重要な点は、『自立できないもどかしさ』や『自分自身に甘えがでる』では、支援法であったとしても制度等に“依存する”ことに対する拒否感や嫌悪感等があったと考える。

〈親族や他者には知られたくない〉では、支援法であっても家族や他者に対して『話す必要がある人だけに伝える』ということからも、支援法や公的支援の利用は、本人にとって伝えなければならない重要な他者（親族や友人）にだけ話す、ある種の選別を行っていた。また本稿の調査の範囲では支援法の利用であっても好ましく思わない親族関係がいたため、『親族等から距離をおく』場合もみられた。

### (4) 支援法を利用する人々における生活保護にまつわるスティグマ

「3.」の「(6)」でみてきたように、支援法を利用する人々のなかには【生活保護に対する否定的なイメージ・スティグマ】がみられた。生活保護の〈制度の要件・否定的な対応〉では、特に生活保護の利用の経験がある人々のなかには、『ケースワーカーのおごりな態度』に対して嫌悪を感じていた。そして支援法を利用する人々は、過去の経験から、〈生活保護利用者に対する否定的なイメージ〉がつきまとっていた。これについては『生活保護の厳しい利用要件』も関連しており、実際には生活保護を利用していない場合においても、生活保護制度に対する好ましくないイメージや、行き過ぎた（誤った）理解等を抱えていることが明らかになった。これらのなかで支援法を利用する人々のなかには、『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』がみられた。これは、支援法を利用することによって、生活保護と同一視されたくないという、好ましくないイメージを抱いていたということである。この概念には、【他者・地域の否定的なまなざし】と関連しており、支援法であっても生活保護と同一視されるのではないかという疑念や不安、嫌悪がみられると考える。

これらのことから支援法を利用する人々には、“生活保護にまつわるスティグマ”の影響が少なからずみられた<sup>3)</sup>。そのため支援法をはじめ公的支援を利用・申請することに対して、ためらいや恥ずかしさを抱く場合もあった。同様に、生活保護と同一視されたくないという思いから、公的支援の利用・

申請を忌避する状況もみられた。

## 5. 結論

本稿では支援法を利用する人々の観点から支援法にまつわるスティグマの実態に言及してきた。その結果、支援法を利用する人々は、本調査の範囲において、支援法には明白なスティグマや申請の忌避等は見られなかったがものの、支援法には『相談に対する不安』や相談機関を『たらいまわしにされる』等がみられた。支援法を利用する人々は、過去の経験や背景によって、相談支援に対する不安等を増幅させていた。また、支援法に対するためらいや恥ずかしさ、否定的な感情も生活保護と比べれば深くはないものの明らかにしてきた。これらのことから支援法には、緩やかであったもののスティグマがみられたと考える。

そのうえで、本稿を通じて主に 2 つの知見を得ることができた。ひとつは、支援法を利用する人々の“生活保護にまつわるスティグマ”である。支援法の利用する人々には、【生活保護に対して否定的なイメージ・スティグマ】で明らかになったように制度利用・申請において“生活保護”を好ましくないものとして意識（ときには過度に意識）していたといえる。そして、『生活保護と他福祉制度は同じイメージ』というように、生活保護の好ましくないイメージが他の福祉サービスを蔽うようになっていた。さらにこれらの背景に関連していたのが【他者・地域の否定的なまなざし】であり、制度利用者は他者や地域における“周囲の目”を気にしていた。

もうひとつは、制度利用をする人々自身が『自立ができないもどかしさ』や『転落するような感じ』等で明らかにしたように公的支援や、制度利用によって、自ら生活自助規範から逸脱してしまうことへの、もどかしさや恥ずかしさ、依存への拒否、無力感等が緩やかであるもののみられた。

これらのことから支援法を利用する人々は、“生活保護にまつわるスティグマ”を意識し、同時に“周囲の目”も気にしており、支援法等の制度利用のためらいや、恥ずかしさ等につながっていた。そして制度利用・申請によって、生活自助原則からの逸脱や落層感、依存への拒否等を本人のなかで内面化（内在化）していた。

本稿の限界は、研究協力者の 6 名に対するインタビュー調査であり、知見の普遍化までには至らないことである。本調査の範囲では、支援法におけるスティグマはあまりみられなかったものの、福祉サービスの恥ずかしさや負い目、利用をひかえる等はみられており、今後の追跡調査や研究協力者の拡大による調査研究の発展によって、さらなる知見を得ることが可能であると考えられる。本稿ではそれを可能とする新たな仮説を得ることができたと考えられる。

## 付記

本研究は平成 27～29 年度日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究(B) (15K17218) を受けて実施した研究成果の一部である。

本研究は、松岡(2021a、2021b、2021c、2022)のスティグマ付与や実態に関するインタビュー調査の研究手法や分析方法等に依拠している。本研究では、差別・偏見を助長しないようにするた

めに、制度利用する人々(当事者)の語りに影響のない範囲で一部加工等を行った。なお、本稿は調査研究実施期間の当時の資料を中心にまとめていることをことわっておく。

## 謝辞

ご協力をいただいた研究協力者・関係者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

## 註

- 1) 生活保護を利用する人々(当事者)へのインタビュー調査をした松岡(2022)は、「...“生活保護という制度・システム”を介してスティグマを感受しており、...制度利用する人々は、ときに体面を傷つけたり、スティグマを内面化(内在化)していくことで自らの力の欠如につながっていた」という(松岡 2022:42)。
- 2) 本研究における分析方法等は、生活保護の利用者を対象としたスティグマの実態に関する調査研究(松岡 2022)と、援助者を対象とした生活困窮、生活保護、生活福祉福祉資金のスティグマ付与の調査研究(松岡 2021a、2021b、2021c)の分析方法等に依拠している。
- 3) 生活保護にまつわるスティグマは、既にみてきた支援法の他にも、生活福祉資金制度の援助者に対するインタビュー調査でもみられた(松岡 2021c)。今後、さらにスティグマを明らかにしていくためには、これらについては詳細な検討が必要である。

## 文献

- ・青木紀(2010)『現代日本の貧困観—「見えない貧困を可視化する」』明石書店。
- ・Goffman, Erving.(1963) Stigma notes on the management of spoiled identity, Simon & Schuster, Inc.(=2001, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ改訂版』せりか書房。)
- ・木下康仁(2007)『ライブ講義 M-GTA—実践的質的研究法修正版グランデッド・セオリー・アプローチのすべて』, 光文堂。
- ・厚生労働省(2017)「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」([http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoken-fukushibu-Kikakuka/rontenseiri\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoken-fukushibu-Kikakuka/rontenseiri_1.pdf), 2017.8.2)。
- ・Luna, Yvonne M.(2009) Single Welfare Mother's Resistance, Journal of Poverty, 13, Routledge Taylor & Francis Group, LLC. , 441-461.(=2012, 徐可貴訳「生活保護を受けるシングルマザーの抵抗戦略」『現代思想』Vol.40-15, 青土社, 175-195.)
- ・稲葉剛(2013)『生活保護から考える』岩波新書。
- ・松岡是伸(2013)「スピーカーにおけるスティグマの特徴と構造に関する考察—ソーシャルポリシーとの関連から」『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』2, 名寄市立大学社会福祉学科, 43-55.



- ・松岡是伸(2021a)「生活困窮者自立支援におけるスティグマの付与に関する考察 —援助者に対するインタビュー調査から—」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』58,北星学園大学社会福祉学部, 87-101.
- ・松岡是伸(2021b)「生活保護におけるスティグマの付与に関する考察—援助者に対するインタビュー調査を通じて—」『北星学園大学経済学部北星論集』61.1,北星学園大学経済学部 57-68.
- ・松岡是伸(2021c)「生活福祉資金貸付制度におけるスティグマの付与に関する考察—援助者に対するインタビュー調査—」『ソーシャルワーカー』第 20 号,日本ソーシャルワーカー協会, 51-59.
- ・松岡是伸(2022)「生活保護を利用する人々にみられるスティグマの実態に関する考察」『ソーシャルワーカー』第 21 号,日本ソーシャルワーカー協会,31-43.
- ・西尾祐吾(1994)『貧困・スティグマ・公的扶助』相川書房.
- ・岡部卓(1990)「公的扶助における受給者側の意識に関する一考察—生活保護実施過程を通して—」『ソーシャルワーク研究』16.3,相川書房,25-34.
- ・岡部卓(1991)「公的扶助における援助者の意識—母子世帯の援助をめぐる—」『社会事業研究所年報』27,日本社会事業大学社会事業研究所, 217-224.
- ・清水浩一(1986)「公的扶助意識の相克性に関する研究—意識調査を手がかりとして」『会津短期大学学報』43,会津短期大学, 297-312.
- ・清水浩一(1997)「貧困・依存のスティグマと公的扶助」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣, 165-178.
- ・Spicker, Paul.(1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm Ltd.(=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』, 誠信書房.)
- ・山田壮志郎(2021)「生活保護とスティグマ・再考—ホームレス経験のある受給者へのインタビュー調査から—」『日本福祉大学社会福祉論集』第 143・144 号,日本福祉大学社会福祉学部,133-157.

## ひきこもり当事者への居場所支援のありようと今日的な問題の所在

田中 敦(特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク)

キーワード：ひきこもり当事者 居場所 オープンダイアローグ

### はじめに

現在のひきこもり居場所支援が、ひきこもり当事者への支援のなかでどのように位置づけられているだろうか。そしてそこでは具体的にどのような役割が期待され、最終的なゴールとしてどのような着地点を目指して動いているのだろうか、ということをもっとここでは整理する。そのうえでひきこもり当事者の目線に可能な限り立脚したひきこもり居場所支援のあり方にかかわる今日的な問題点に焦点を当て明らかにしたい。

### 1. ひきこもり支援の諸段階

ひきこもり当事者(以下、当事者)に対する支援のありようとそこから見出される今日的な問題の所在について、国が示すひきこもり新ガイドラインを参考にして考察してみたい。

まず図-1)を見ていただきたい。これは厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(2010年)」における「ひきこもり支援の諸段階」を示したものである。図-1)に見るようにひきこもり支援は通常、(1)「出会い・評価段階」から(2)「個人的支援段階」へ、そしてデイ・ケアや居場所のような(3)「中間的・過渡的な集団との再会段階」を経て、就労に向かう(4)「社会参加の試行段階」へと移行する支援過程の方向性を掲げている。

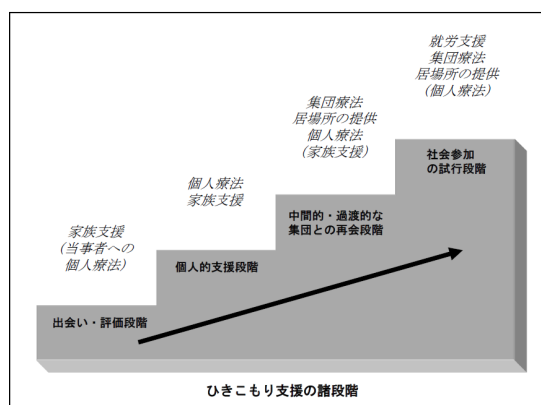


図-1) ひきこもり支援の諸段階

出所:厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システム構築に関する研究」(代表者齊藤万比古)『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』p.42

ここで示されるひきこもり支援における各段階を簡潔に述べてみると、まず(1)「出会い・評価段階」は、当事者との出会いを意味している。自ら当事者が相談機関に足を向けることはある。しかし公的機関での来談中心の相談場面における接触の多くはその家族である。周囲の無理解によって不安や緊張にさらされてきた家族の苦労をねぎらい、ともに考えていこうとする姿勢態度と粘り強い対話継続は重要である。これらを通して自宅にひきこもるわが子の成育歴や生活状況等のアセスメント(事前評価)を行ない、家族を支えることが本人を支えていく活動につながることを意味している。

次の(2)「個人的支援段階」は、そうした家族とのかかわりを続けていくうちに当事者との個別面接が開始されていくことや併せて家族療法を取り入れた家族支援を実施していくこと、そして来談することが難しいが他者との接触を望むひきこもり当事者に対してはアウト・リーチ(訪問支援)を行なうこともこの段階には含まれている。

さらに続く(3)「中間的・過度的な集団との再会段階」は、いわば当 NPO がこれまで実施してきた「北海道ひきこもり居場所支援プログラム開発事業」とも密接に関係する段階であるといえる。中間的・過度的な仲間集団や居場所には、しかるべき明確な定義はなく、ひきこもり新ガイドラインでも義務教育期間における適応指導教室やフリースクール(フリースペース)、自助グループをはじめ、集団療法的なグループ・ケアや精神科デイ・ケア(ナイト・ケア)、宿泊型のグループ・ホームのほか、地域活動支援センターなど障害者自立支援施策の場を活用した事例などが挙げられており、その位置づけは広範囲で多岐にわたっている。

またこうした居場所では、当事者に対して出席や発言を強制しないことはもちろんのこと、発言には少なくとも支援者から非難されない、いつでも途中で中断や離脱できること、支援者構成には変化が少なく、行なわれる場所や時間が一定していること、さらには支援者の誰に困ったとき SOS を出せばよいのか、明確化しておくなどが触れられている。

そして最終的なゴールとしての(4)「社会参加の試行段階」は、就労に向かうさまざまな体験型学習を積む段階である。具体的にはジョブトレーニングなどのプログラムやひきこもりに理解を示す企業での中間的就労などを意味しているが、こうした支援を行なう機関としてハローワークをはじめ、地域若者サポート・ステーション、ジョブカフェ、ヤングハローワーク、職業訓練促進センターほか、障害者領域では障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどがある。中高年層に特化したセッションも見られ道内では北海道中高年就労支援センター(ジョブサロン北海道)が設置されている。今日では平成 27 年度から本格化した生活困窮者自立支援法によって設置されている生活・就労支援センターもこの中に含まれるであろう。

## 2. 諸段階から理解される居場所支援の役割

これら(1)から(4)までの諸段階への移行に求められる「時間」は、当事者個人々人によって異なるものであり、徐々にその重心が次の支援法の段階に緩やかに移行しつつ、ときには各段階を行き来しながら進むものと理解されている。

したがって、ここで当事者に必要される「時間」には無駄なものは一切なく、当事者の想いに反し

てこの移行過程を人為的に加速させる、あるいは途中の段階を安易に省略して飛び越えることは奨励できず、当事者や家族が焦らずに多少「時間」がかかっても諸段階の過程を全うできるようにすすめることが求められている。

では、こうした諸段階の過程に位置づけられる居場所支援の役割とはどのようなものなのだろうか。ひきこもり新ガイドラインでは、次のように示されている。

それは「就労への関心を少しずつ育んでいく段階」であり、ソーシャル・ケースワークでは得られない同じひきこもりを経験した仲間が集まったソーシャル・グループワークの活動を経験した当事者の中から「明確に就労を目的とした集団活動を求める当事者が現われる」という「就労への意欲が芽生える」段階として見ているということである。確かに理解ある支援者や同じ境遇にある仲間同士でしか経験できないさまざまな情報や刺激、勇気そして体験を得られることで自らの進むべき進路を選択できる当事者もいることは事実であり、こうした居場所支援から就労等への促進を果たすいくつかの要因が近年の調査研究のなかでも明らかにされてきた。

たとえば、草野智洋（2010年）は、過去1年以上のひきこもり体験を有し現在は就労等をしている8名のひきこもり経験者へのインタビューをもとに質的研究法の一つである修正版 M-GTA（グラウンテッド・セオリー・アプローチ）によって分析した結果をまとめている。そこではひきこもり状態から就労等に至るための心理的・社会的な要因として社会の規範・常識・他者からの評価などに過度にとらわれなくても、いきいきと人生を送ることができる〔とらわれからの解放〕〔社会制度からの節目・仲間がいるから頑張れる〕〔縁・偶然・タイミング〕が重要であることが見出されている。また心理的な要因としての〔とらわれからの解放〕には、居場所などの社会との中間地点におけるユニークな〔人との出会い〕や頑張る体験、楽しい体験、守られた中での失敗体験といった〔非言語体験〕によってもたらされていることが示されている。

ひきこもりのまじめさがゆえに失敗を恐れ、完璧を求めていくために〔とらわれからの解放〕ができずに第一歩を踏み出せないままいる当事者が多くいるが、そうした当事者であっても、そこで出会う今までの価値観とは異なる上から目線での指示や教え込む立場ではない、当事者と同じ目線で一緒に行動することができる仲間としての支援者〔脱とらわれの人〕との出会いが大きく左右していたことが理解できる。また親の定年退職や友人の就労エピソードなど人生にはさまざまな社会的な節目の転機となりうる時期があり、たとえ先々の不安感があったとしても自分を認めてくれる仲間がいること存在が第一歩をさらに支えていることが明らかにされている。さらに加えて普段行なわれている何気ない日常でのボランティア活動などの真摯に働く姿が雇用主の目に留まり就労に結びつくといった、いわば偶発的な縁というべきタイミングにつながる場合もある。その意味で、草野の調査研究では「非日常より日常」「言葉より体験」の大切さや「脱とらわれの人」としての支援者のあり方が見出された点において興味深いものである。

同様に花嶋裕久（2011年）もまた、居場所を利用しながら就労を果たした12名のひきこもり経験者に半構造化面接を行ない、そこで収集された当事者の体験や語りをもとに修正版 M-GTA（グラウンテッド・セオリー・アプローチ）によって分析した結果をまとめている。そこでは社会へ向かう順調な経路として、【社会に出られない要因が持続】→【居場所で社会に出るための準備】→【社会に出ら

れない要因が減少】→【社会に出ていく動機が変化した】という上位カテゴリーが生成され、【居場所で社会に出るための準備】段階では、《否定されない場を確保する》《人と関わる》《気持ちを立て直す》《課題克服の努力をする》という4つのカテゴリーが見出されている。それぞれ具体的にみてみよう。

まず《否定されない場を確保する》では、居場所はただ居ればよいという緩やかな感じで、実社会と比較しても否定される回数よりも肯定される割合のほうが高いという〈傷つけられない安心感〉〈肯定的に見てくれる〉〈居るだけでもいい〉という要因が抽出され、次の《人と関わる》では、自分と同じ悩みを共有したり、今までつき合ったことのないタイプの人たちと関係をもったりしながら、ある程度守られるなかでさまざまな体験できる場所として〈似た悩みを持つ人と関わる〉〈違うタイプの人と関わる〉〈友だちをつくる・広げる〉〈他のメンバーを見習う〉機会を得ることができる要因が見出されている。

また《気持ちを立て直す》では、支援者や他の仲間との関係で安心感を得たり、悩みを打ち明けたりする役割として居場所を利用する〈居場所で楽しむ〉〈悩みを相談・共有する〉〈傷つき・孤独感を癒す〉〈安心感・連帯感を得る〉の要因のほか、《課題克服の努力をする》では、居場所で多様な人とかわることで自分の課題に気づき、自らの課題を考えさせられる経験を積み重ねるなかで努力する[自分の課題に気づく][自分の課題と向き合う][コミュニケーション改善の努力]という下位カテゴリーも就労へと一歩踏み出す促進要因として見出されている。

しかしその一方で花嶋は、こうした就労等への促進要因だけにとどまらず居場所に何年も留まり続けてしまうケースや、一度居場所を離れた人が再び居場所に戻ってくる居場所に向かう循環についても併せて分析し、【社会に出られない要因が持続】→【居場所に行き詰る】→【出ていく覚悟が決まらない】というカテゴリー生成も明らかにしている。このなかの就労へ踏み出す決断ができず【居場所に行き詰る】という段階では、《居場所にいるのがつらい》《人とうまく関われない》《先が見えない》という3つのカテゴリーが見出されていた。

それぞれを簡潔に説明すれば、まず《居場所にいるのがつらい》では、居場所に通えるようになったものの、自分は何をすればいいのかわからない、あるいは他者と比較して落ち込み、過去の記憶が今の状態と重なってしまっ〈何をすればいいのかわからない〉〈他の人と比べて落ち込む〉〈過去を思い出してつらくなる〉〈話せる相手がいない〉という要因や、《人とうまく関われない》では、辞めたいと思いつつも居場所に通い続け、ストレスから人の嫌がることを発言してしまう、他の仲間が競争相手みたいな感じになって一緒に楽しめないためトラブルが起りやすくなる〈うまくしゃべれない〉〈他人に対して競争的〉〈人の輪に入れない〉〈人間関係のトラブルを繰り返す〉要因、そして《先が見えない》では、現状の生活スタイルに慣れてしまっ変化を求めず今が楽しければよいというところに満足して自分の目標や課題を見ようとしな、またはそれがたとえ見えたとしてもおそらく変わらない自分に苦しむだけという〈自分の課題が見えない・見ようとしな〉〈楽しいだけで満足〉〈目標が見えない〉〈変わらない・変わらない〉要因が見出されていた。

花嶋によれば、こうした居場所に向かう循環から抜け出すプロセスはさまざまとしたうえで、自分の気持ちを見つめ変化するまでに必要な「長い時間」と、困難にさらされた際に「肯定的な視点を与えてくれる他者の存在」そして「その困難を回避しないで向き合う本人の姿勢」が共通項として挙げ

られることを提示している。当事者に必要な「時間」や自分と向き合ううえで欠かせない「肯定的で支持的な他者」との関係性が重視されていることはおさえておくことが必要である。

他者と比較し続けて上ばかりを見ていく限り自分が苦しくなるだけだと自己覚知して、これでも「まあいいか」と自分に思える折り合いをつけることや、支援者や他の仲間が自分自身の何らかのロールモデルとなって刺激を受けたり、伴走者的な支援者が背中をちょっと押してくれたり、さまざまな気づきや関係性のなかでつくられていく。いずれにしてもその社会に出ていく原動力は当事者の主体的なものから生じるものでなくてはならないだろう。

### 3. 居場所支援における問題の所在

ひきこもり新ガイドラインが提示する「就労への意欲が芽生える」ひきこもり居場所支援の役割を草野、花嶋の調査研究を参考にしながら見てきた。これら調査研究の動向に関して付け加えるとすれば、両者とも公的機関ではなく「民間団体」が主宰する居場所にかかわった当事者に対する半構造化による調査であったこと、さらには両調査研究ともそこに関係する支援者が当事者から見れば個性的な「変わった」ユニークな人たちで、支援者というよりは同時代をともに生きる仲間としての存在であったこと、そして当事者に対しては実社会のような厳しく指導を行なったりしない、肯定的に支持的な関係性をもっていた、というところに一つの特徴点があったと思われる。

しかし両調査研究とも、残念なことに居場所にかかわるこうした支援者がどのようなプロセスをこれまでに歩んできた人たちであったのか、そのプロフィールの全容はまったく紹介されていない。ある意味柔軟がきく「民間団体」であったからこそ過去に不登校やひきこもりなどの経験者や、職場での躓きや挫折経験がある痛みを知っている人たちであった可能性も否定できないところであり、その点はこちらの推測でしか判断する手立てはないところに今後の就労等の促進要因に関与する研究課題が残されている。

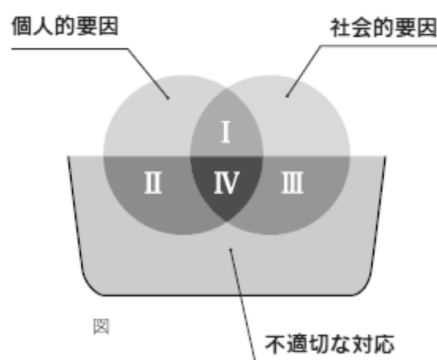


図-2) 3つの発生要因による分析

出所:岩間伸之「支援困難事例-3つの発生要因と4つの分析枠組み-」『ケアマネジャー vol.13No4』中央法規 2011年 p.41

また両者とも、当事者が居場所から就労等へ促進する要因を、個人的な要因や社会的な要因、とくに個人の心理面についてその分析がなされていた。だが当事者の就労等を促進する要因やそれを阻む要因はこうした個人的、社会的要因以上に「支援者」の立ち位置やその対応によって与えら

れる影響が大きいことを私たちはおさえる必要があるだろう。

たとえば岩間伸之(2011年)は、社会通念上、支援困難事例と呼ばれるものについて、何ををもって支援困難事例とするのか、その問いに対して的確に答えることは容易なことではないと述べている。岩間はその理由として、一つは困難事象の多様性があり、もう一つは困難さを呈する事象の原因の複合性にあるとしているが、これに加えて三つ目に困難をもたらす要因が「支援者」側にもあると指摘している。

図-2)は、支援困難事例について、3つの発生要因と4つの分析パラダイムを用いて示したものである。岩間によれば支援困難事例とは多くは2つから3つの複合体として重なり、その結果困難性が相乗的に増幅した事例と説明している。図-2)からもわかるように、「個人的要因」と「社会的要因」が重複する領域Ⅰ類型に対して、支援者の「不適切な対応」が重複する領域は「個人的要因」と「不適切な対応」との重複領域Ⅱ類型、「社会的要因」と「不適切な対応」との重複領域Ⅲ類型、「個人的要因」「社会的要因」「不適切な対応」との三重複領域Ⅳ類型と広がりを見せている。しかも支援者の「不適切な対応」は水面下にあって表面から見えにくく、より一層困難な課題を生み出している。

岩間によれば、こうした支援者の「不適切な対応」の具体例を、援助者主導の援助、本人の意思や意向の無視、本人の主体性が喚起されないかわり、援助関係の形成不全、不十分な連携と協働、ネットワーク機能不全、本人を取り巻く環境への不適切な働きかけとしている。

これら具体例のなかでとくに前段で挙げられている援助者主導の閉鎖的で上からの目線での対応や本人の想いを無視した援助者の自己満足的な支援などは、当事者からもことあるたびに聞かされる事項でもあり、本来当事者を支えていく支援者が支援困難事例をつくりだす主要因で、さらに状態を悪化させてしまっているこの指摘を私たちも含め支援者は自戒を込めてしっかりと理解していく必要があるだろう。

#### 4. 支援者の立ち位置と関係性を問い直す

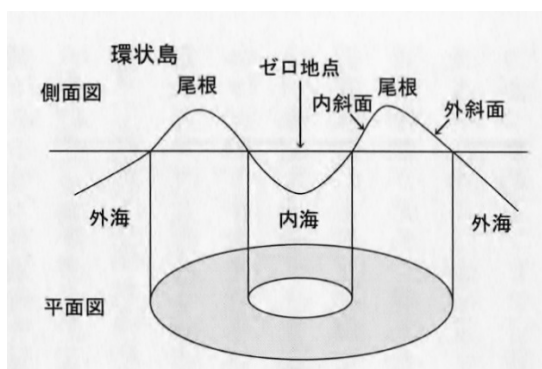
以上のように当事者がいきいきと生活することができず、より困難な状況に及ぼす要因として支援者の「不適切な対応」が働いてしまっているとするならば、どうしてこのような状況がつけられてしまうのだろうか。

池上正樹(2014年)によれば、「ひきこもりと呼ばれる圧倒的の中核層は、声を上げる余力もなく、姿を見せない人たち」で「その背景を丁寧に探っていくと過去にトラウマを抱えたまま、心を閉ざし続けているケースも少なくない」。だから「一般的に私たちが接することができるひきこもり当事者というのは、体調が少し回復して、ひきこもる状態から社会に向かって動き始めたり、声を上げたりできる段階の人たち」であると述べ、宮地尚子(2007年)が提唱する環状島モデルを用いて、支援者が起こす「ミスマッチング」を指摘している。

池上が述べるように宮地の環状島モデルはトラウマや家族、支援者等の立ち位置や関係性を論じたもので、直接的にはひきこもりについて触れていないが支援者等の立ち位置を理解するうえでとても参考になるものである。宮地によればトラウマの語りや表象される空間は中空構造をなしている。そ

の中空構造をもう少し精密化・立体化したものが環状島である。図－3)はこの環状島の見取り図をわかりやすく側面と平面からとらえたものである。

図－3)からわかるように、環状島には内海と外海があり、島には尾根があつて内斜面と外斜面に分かれている。環状島の陸地は平面図で見るようにドーナツ状の地形となっている。内海の中心部にはゼロ地点があり、この地点に近づくほど当事者性が大きいことを意味する。心に深い何らかの痛手を負わされてしまったゼロ地点の当事者は話をすることや他者に伝えようとしても気力体力などを失っており、言葉を表明することができない。たとえ微かな声を出すことかろうじてできたとしても緊張のあまり手が震えてそれが止まらなかったり、心身が硬直してしまいうまく伝えられないこともありうる。



図－3) 環状島モデルの見取り図

出所:宮地尚子「環状島=トラウマの地政学」みすず書房(2007年)p.10

正確に区分することは難しいが、内海の波打ち際から陸地に現われた当事者(ここでは経験者に位置することになるだろう)は尾根の内斜面に位置し、内斜面を登っていくほどその発言が増しその雄弁さは尾根で頂点となる。非当事者は尾根より外斜面に位置し、支援者や関心をもつ人たちもまたこの外斜面にいて当事者とのコミットメントの程度が強いほど尾根に近づく。内斜面に入っていく支援者もいるが当事者の心の痛手の深さを目の当たりにして代理外傷を負ってしまうこともある。同様に尾根に達した当事者が支援者になっていくこともあるが、当事者として一枚岩から時折支援者の顔を覗かせてしまい、一歩間違えれば援助者主導の立ち位置にさらされてしまう危険性も伴う。外海の波打ち際には多数の傍観者がおり、その先の外側には広くひきこもりに無関心な人たちやひきこもりのことをよくわからない人たちが存在している。

家族やパートナー、親友の位置づけには定めがなく、彼らを当事者とみるべきか、非当事者とみるべきかは、それぞれの性質や種類によって異なる。家族は基本的に非当事者であるが、当事者との関係性の場からすぐに立ち去ることはできないし、逃げることもできない。その意味で悩んできた家族は家族としての当事者になりえるかもしれないが、当事者とのかかわり方によっては家族が大きな加害者にもなりうる。

つまり当事者を支える周囲の人たちがそのかかわり方や対応を誤れば加害者となり、風や重力が働く内斜面の当事者を再び内海へと滑り落としてしまう。あるいは内海の当事者の声なき声を汲み



取るどころか内海の水位をますます上昇させ、「当事者不在」という深層の世界に追い込める可能性もあることをここでは理解する必要がある。

「私たちはしばしば暗黙の前提として、受けた被害が大きければ大きいほど、そのできごとについて発言権をその人はもち、実際に雄弁にその問題について語りうる」と思い込んでいる。支援者の多くは当事者から核心そのものを何とか引き出そうとして当事者に迫っていく。しかしそれを繰り返せば行うほど当事者は沈黙しますます心を閉ざしていく。宮地は「支援者同士の間で起こる共感競争、つまり誰が当事者を一番理解しているかという心理的競争」という視点をはき違えた問題性や支援チーム間で発生する、あってはならないスプリッティング(分裂)現象問題を指摘しており、結局は「当事者の気持ちを想像できない支援者の多くは尾根から内斜面に降りることなく、内海を見下ろすだけ」と池上が述べたのはこうした支援者の実態があるからなのであろう。

その意味で環状島モデルがいわば支援者である宮地自身の「巻き込まれた状況を整理するために、そしてその混乱の中から思考を進めるためにつくりあげた頭の中の概念図」と語られているように支援者の立ち位置や当事者との関係性を改めて今一度見つめ直し理解する方法として示唆に富むものであった。

## 5. 当事者の思いにかなう居場所支援の方向性

では、こうした支援者の「不適切な対応」や当事者との思いの「ズレ」、そして声を出せないままに内海に沈黙する当事者たちの声を可能な限り顕在化していくためにはどのようにしていけばよいのだろうか。

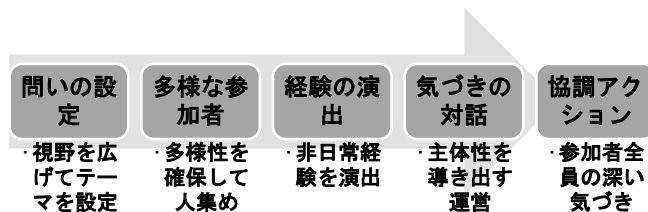
まずは当事者の支援にあたる者たちが自らの立ち位置や関係性を問い続け、自らが「見えないもの、聞こえないものがあることに気が付けば、そこから逆に、たくさんのが見え聞こえてくる」という視点に立つことだろう。そして常に内海にいる「当事者を意識する」研ぎ澄まされた感性を磨き、支援者こそが「変わる努力」を行動にして示していくことであろう。

「非当事者にしかできないこと、非当事者だからこそできること」はあると宮地が述べるように支援者を駄目だと決めつけて支援の現場から立ち去らせてしまうことは一方で社会に傍観者を増幅させてしまう逆効果にもなりかねない。支援者が陥りやすい「お役所的な発想」や誤解、「ズレ」を軌道修正し「創造性と直観力」といった発想転換(野村,2012年)が得られるような「対話」し続けることができる関係性(場)もまた求められているのではなかろうか。

池上は、こうした親と子、当事者と支援者等といった深い溝や「ズレ」を解消していくことが可能な方法としてひきこもりにも取り入れるようになった「フューチャーセッション」(以下、FS)と呼ばれる「創造的な対話の空間」を紹介している。

北欧で考案されたFSの特徴(図-4)は、既存の縦割り組織を超えて、企業や行政、専門家、一般市民など未来の課題に関係するステークホルダー(つながりそうな人)になりえる多様な人たちが参加できる仕組みをつくっている。FSに集まった参加者が対等な立場で当事者意識を持ち、「対話」「未来思考」「デザイン思考」をもって社会の変革を目指していくというFSの新たな取り組みが東京をはじめ神戸、北海道など各地で広がっている。

今の社会を何とかしたいがひとりではできないと思っている人たちは立場を超えて社会に多く潜在している。一方的な専門家の講義形式や仲間内の議論といったこれまでの手法とは異なる多様な人たちとの開かれた対話（オープンダイアログ）と行動によって課題を共有しつつ誤解や「ズレ」を解消するための新たなアイデアを創り出していく一つの可能性の働きがなされている。



- (1). 想いを持った人にとっての大切な問いから、すべてがはじまる
- (2). 新たな可能性を描くために、多様な人たちの知恵が一つの場に来まる
- (3). 集まった人たちの関係性を大切にすることで、効果的に自発性を引き出す
- (4). 共通経験やアクティブな学習により、新たなよりよい実践が創発される
- (5). あらゆるものをプロトタイピング（ユーザーが新たに味わう体験・試作）する
- (6). 質の高い対話がかこれからの方向性やステップ、効果的なアクションを明らかにする

図－4) FS の 5 つステップと 6 原則

出所:野村恭彦「フューチャーセンターをつくらう」プレジデント社（2012 年）pp.60－87

さらに、こうした FS の取り組みを通してさらに発展するさまざまな企画がつけられている。その主要なもののひとつが「ひきこもり大学」である（ひきこもり大学出版チーム編,2020）。「ひきこもり大学」とはひきこもっている本人が先生役となり、ひきこもっていた経験や知識・知恵を親や家族、関心のある一般の人たちに伝えることによって、周囲の誤解を解き、家族関係を改善していくというもの。従来の当事者だけ家族だけ支援者だけの例会方式に陥りやすい停滞感や行き詰まり感を打開する手立てとして北海道でも初めて「ひきこもり大学」を北海道ひきこもり居場所支援プログラム開発モデル事業として採用した。「道産子」と「ひきこもり」、道内市町村数 179 をミックスした当事者ならではのネーミングの「道産こもり 179 大学」は、これまでのひきこもりが持たれていたネガティブなイメージを払拭し、それぞれのひきこもり経験値が新たな社会を切り開く貴重な宝として機能する役割において今日の時代をリードする新たなパラダイムの居場所支援のあり方を私たちに提示していると思われる（田中敦監修,2015 年）。

池上が地域の中にひきこもりが埋もれていく一つの背景を「沈黙の言語」と述べているように、宮地は「声のあげられなかった人たちが声をあげられるようになるためには、軽いノリのイベントで社会全体の問題関心を高めたり、文化的な活動の中で当事者が発話や表現できる場を開拓するといったことは、水位を下げ、斜面の裾野を広げ、尾根や島全体を高くすることに役立つ」と述べている。イベントやアートなどはその典型例だという。その意味でこれからの居場所は、こうした FS や「ひきこもり大学」のようなさまざまな人たちの開かれた対話（オープンダイアログ）を重視し、一方通行ではないお互

いの関係性によって未来を生み出されていく出会いの場、つながり場、学びの場、アイデアを出し合える場としてのイベント等を当事者の思いにかなう居場所支援の方向性の一つとして見出していくことが求められている。

当事者は世間一般からは一見就労や結婚を行っていない人たちで「ひきこもりのケースは30代にも多く精神的に未熟(西隈,2014年)」な教育訓練の対象者であると思われがちであるが、伊藤康貴(2014年)によれば、「実は当事者としての支援活動はそれ自体きわめて社会的なものである」と述べている。ボランティアや在宅ワークといった「雇われない生き方」等という観点から、たとえ物質的、金銭的に豊かではないにしても「古い生き方」を目指さない人があってもよいというのだ。ここに当事者がみるもう一つの「就労」の価値を見出すことができる。

そして「むしろ社会参加の仕方その身体をもって当事者として実践するうえで、また就労以外の形式を呈示するものとして、当事者活動としての支援活動がある」と指摘している。

当 NPO もまた、さまざまな当事者活動を通してかなり以前から文化的な活動にも力点をおき、会報誌「ひきこもり」通信づくりや「地域めぐり登山」、さらには「北海道ひきこもり芸術展」にみる支援/被支援という二分化されないひきこもり当事者参画型創造的社会参加促進事業に取り組んでいるところである(田中,2014年)。

まだまだ偏見や誤解を取り除くには時間がかかるが当事者から発信される「食うに困らない程度の生き方」や「生きていくことに困らない帰る場所があれば大抵のことは不安にならない」自給自足の価値観はこれからの生き方を示している(松本,2011年)。人間が何かにチャレンジできる条件があるとすれば、いざとなったら「死なない自信」であるという(伊藤×Pha,2014年)。そのように考えていけば、NPO に参画する当事者はすべて活動的である。NPO 活動自体がもはやひとつの重要な働きということになりやしないだろうか。

確かに「報酬」という社会通念上の枠組みだけでとらえてしまえばまだまだおぼつかないかもしれないが、支援者と対等な重要な働きをなしている。こうした「雇われない」生き方にもその働きに見合うだけの「対価」が認められるような方向性がそれぞれの領域や立場を超えて発展させていくことができればまた違った多様な生き方を尊重する「就労」の見方が現われていく。当事者が在宅にいてもそれぞれのポジションで社会と無理なく協力し合って生きていく場を創り出すことに NPO 法人の意義があると考えられる。

## 参考引用文献

- ・池上正樹「大人のひきこもりー「本当は『外に出る理由』を探している人たち」講談社現代新書(2014年)、
- ・伊藤康貴「『ひきこもり』の当事者として〈支援〉すること - 『当事者というカテゴリー』を読み替える実践ー」『理論と動態』第7号(2014年)
- ・伊藤洋志×pha「フルサトをつくる」東京書籍(2014年)
- ・岩間伸之「支援困難事例ー3つの発生要因と4つの分析枠組みー」『ケアマネジャー』vol.13№4

中央法規(2011年)

- ・草野智洋「民間ひきこもり援助機関の利用による社会的ひきこもり状態からの回復プロセス」『カウンセリング研究』vol.43No3(2010年)
- ・厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システム構築に関する研究」(代表者齊藤万比古)『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』(2010年)
- ・田中敦「苦勞を分かち合い希望を見出すひきこもり支援ーひきこもり経験値を活かすピア・サポーター」学苑社(2014年)並びに特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク「中高年ひきこもりのもつ可能性を地域の新しい力に」『月刊福祉 2014年12月号』社会福祉法人全国社会福祉協議会(2014年)
- ・田中敦監修「北海道ひきこもり居場所支援プログラム開発事業」特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク,平成26年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成金事業「道産こもり179大学」については次のURLを参照。<http://letter-post.com/hikiuniv/>
- ・西隈亜紀「心のケアが必要な思春期・青年期のソーシャルワーク」中央法規(2014年)
- ・野村恭彦「フューチャーセッションをつくろうー対話をイノベーションにつなげる仕組み」プレジデント社(2012年)
- ・花嶋裕久「ひきこもりの若者の居場所と就労に関する研究ー居場所から社会に出るまでのプロセス」『心理臨床研究』第29巻第5号(2011年)
- ・ひきこもり大学出版チーム編「特別講義『ひきこもり大学・当事者が伝える心のトビラを開くヒント』潮出版社(2020年)
- ・松本哉「貧困の逆襲増補版ータダで生きる方法」ちくま文庫(2011年)
- ・宮地尚子「環状島=トラウマの地政学」みすず書房(2007年)

北海道地域福祉研究 2022年 (第26巻)

---

発行年月日 2023年3月31日  
発行者 北海道地域福祉学会 会長 忍 正人  
〒004-0022  
北海道札幌市厚別区厚別南2丁目7番28号  
一般社団法人 Wellbe Design 内  
TEL (011) 801-7450 FAX (011) 801-7451  
URL. <https://hacd.jp> Mail. [info@hacd.jp](mailto:info@hacd.jp)

---